

LEI DE CONTRATO DE SEGURO

Lei 15.040/24



ブラジル保険契約法: みんなのための法律。



法律 第 15.040 号、2024 年 12 月 9 日付
ブラジル保険契約法

日本語版（最新改訂：2025 年 02 月 19 日）

第1章 一般規定.....	3
第1節 趣旨と範囲.....	3
第1条～第4条	
第2節 被保険利益について.....	4
第5条～第8条	
第3節 リスク.....	4
第9条～第18条	
第4節 保険料.....	6
第19条～第23条	
第5節 第三者のための保険.....	8
第24条～第32条	
第6節 共同保険および重複保険.....	9
第33条～第36条	
第7節 契約における関与者.....	10
第37条～第40条	
第8節 契約の締結および有効期間.....	11
第41条～第53条	
第9節 契約書の証明.....	13
第54条～第55条	
第10節 契約の解釈.....	14
第56条～第59条	
第11節 再保険.....	14
第60条～第65条	
第12節 保険事故.....	15
第66条～第74条	
第13節 事故損害調査・お支払い内容の精査.....	17
第75条～第88条	
第2章 損害保険.....	20
第1節 一般規定.....	20
第89条～第97条	
第2節 賠償責任保険.....	22
第98条～第107条	
第3節 被保険利益の譲渡.....	23
第108条～第111条	
第3章 生命保険と人身傷害保険.....	24
第112条～第124条	
第4章 強制保険.....	27
第125条	
第5章 保険金請求の時効.....	27
第126条～第127条	
第6章 最終規定および経過規定.....	27
第128条～第134条	

法律 第 15.040 号、2024 年 12 月 9 日付

本法は民間保険に関する法規制を定む；2002 年 1 月 10 日付の第 10.406 号法（民法）および 1966 年 11 月 21 日付の大統領令第 73 号の規定を廃止します。

共和国大統領 ここに、国会が次の法律を制定し、私がこれを承認したことを知らせる：

第 1 章 一般規定

第 1 節 趣旨と範囲

第 1 条

保険契約において、保険会社は、相当する保険料の支払いに対して、契約者または受取人の合法的な利益を予め定められたリスクから保護する義務を負う。

第 2 条

保険契約を締結できるのは、法律に基づいて適切に認可された組織のみである。

第 3 条

保険会社がその契約上の地位を全体または一部を問わず、契約者や受取人の同意なしに、または監督機関の事前かつ特定の許可なしに譲渡した場合、保険会社は譲渡を受けた保険会社と連帯して責任を負う。

§ 1

保険会社の判断による契約ポートフォリオの一部または全部の譲渡は、常に監督機関の承認を受けなければならない。

§ 2

契約ポートフォリオの譲渡は、譲渡を受けた保険会社が保険契約の有効期間中または契約ポートフォリオが譲渡されてから 24 ヶ月以内（いずれか短い方）に破産状態に陥った場合、譲渡者は譲渡先に対して連帯責任を負う。

第 4 条

保険契約は、その様々な形態において、本法によって規定される。

§ 1

2007 年 1 月 15 日付の補足法第 126 号第 20 条で定める事項にかかわらず、次の事項についてはブラジル法のみが適用される：

I - ブラジルで営業する認可を得た保険会社と締結された保険契約；

- II - 被保険者または提案者がブラジルに居住または住所を有する場合；
- III - 保険対象となる財産がブラジルに所在する場合。

§ 2

本法の規定は、該当する場合において、独自の法律に基づく保険にも適用される。

第 2 節 被保険利益について

第 5 条

保険契約の効力は、合法的な被保険利益の存在に依存する。

§ 1

合法的な被保険利益の発生により、その時点から契約は有効となる。

§ 2

合法的な被保険利益が部分的な場合、その効力の欠如は有用な被保険利益部分に影響しない。

§ 3

被保険利益の存在が不可能である場合、契約は無効となる。

第 6 条

被保険利益が消滅した場合、保険契約は解除され、保険料は比例して減額される。ただし、保険契約の締結から発生した費用は同じ割合で保険会社に支払われる権利を保持する。

補項 被保険利益被保険利益が顕著に減少した場合、保険料は比例して減額され、その場合、保険会社は同じ割合で費用留保に対する権利を保持する。

第 7 条

保険契約が無効または効力を失った場合、被保険者または契約者は、実際にかかった費用を差し引いた保険料の返還を受ける権利を有する。ただし、その瑕疵が不誠意によるものであることが証明された場合は除く。

第 8 条

第三者の生命および身体保険において、保険申込者は、契約者の生命と安全の保護を求めている理由をを陳述する義務がある。これに反するときは、契約は無効となる。

補項

第 8 条で言及される理由については、陳述する者は被保険者の配偶者、内縁者、両親、卑属被であった場合、被保険者の生命及び安全保護を求めている理由は推定される。被保険利益

第 3 節 リスク

第 9 条

契約は、契約対象の保険種類に関連するリスクをカバーする。

§ 1

除外されるリスクおよび被保険利益は、明確かつ明瞭に記載されなければならない。

§ 2

契約で定められた補償と監督機関に提出された契約書のモデルや保険数理関連資料に記載された内容に相違がある場合、被保険者に有利な記載が優先される。

§ 3

保険会社が様々な被保険利益やリスクを補償する場合、契約はそれぞれの被保険利益やリスクの補償に必要な要件を満たすべく、補償一部の無効または効力喪失状態となった場合、それは他の補償に影響を与えないようにしなければならない。

§ 4

貨物輸送保険およびその活動に関連する責任保険において、補償は、貨物が実際に運送業者に引き渡された時に始まり、受取人への引き渡し完了した時に終了する。

§ 5

契約には、保険会社による一方的な契約解除を認める条項や、法律で定められた状況を除いて、契約の効力を削除する条項を含めることはできない。

第 10 条

契約は、法律で禁止されていない限り、すべてのリスク種類に対して締結することができる。

補項

補償は、法律で禁止されている他の補償に妨げなく、無効となる：

I - 被保険者が個人的に行った犯罪行為に基づく罰金やその他の制裁に関連する財産的被保険利益の補償；

II - 被保険者、保険金受取人またはその代理人の故意によるリスクの補償。ただし、被保険者または保険金受取人に不利を与える目的の代理人の故意の行為は除く。

第 11 条

契約が締結される時点で、リスクが受け入れ不可能であるか、すでに実現されていることを承知している場合、契約は無効となる。

補項

リスクの不可能性または事前の実現化を知っていながら契約を締結した当事者は、相手方に対して保険料の 2 倍の金額を支払わなければならない。

第 12 条

リスクが消失した場合、契約は解約され、保険料は残留リスクに相当する金額のみ減額される。ただし、契約締結にかかった費用に対する保険会社の留保権利はそのままとする。

第 13 条

補償を失うというペナルティのもと、被保険者は保険契約の対象となるリスクを意図的かつ重大に悪化させてはならない。

§ 1

悪化が、リスク評価に関する質問表（第 44 条参照）に記載されたリスクの実現確率の著しい継続的な増加やその発生の深刻度を引き起こす場合、その悪化は重大と見なされる。

§ 2

第 14 条に基づき通知された保険会社が、追加保険料の請求の有無にかかわらず補償の継続に同意した場合、本条本文で定められた結果は免除される。

第 14 条

被保険者は、リスクの重大な悪化を知った場合、直ちに保険会社に通知しなければならない。

§ 1

保険会社は、悪化を知った後、20 日以内に保険料の差額を請求するか、新たなリスクの補償が技術的に受け入れ不可能である場合、契約を解除することができる。この場合、契約は解除通知を受け取った日から 30 日以内に効力を失う。

§ 2

解除は、被保険者が通知を受け取ったことを証明できる方法で行わなければならない、保険会社は保険料の差額を返金し、契約締結にかかった費用を償還する権利を保持する。

§ 3

被保険者が故意に前項の義務を履行しなかった場合、補償を失う。尚、保険料の支払い義務及び保険会社の費用を償還する義務は免れない。

§ 4

被保険者が過失により本条本文の義務を履行しなかった場合、保険会社に算出された保険料の差額を支払う責任を負い、もし補償が技術的に受け入れ不可能であるか、通常そのリスクを保険することがない場合は補償を受ける権利がない。

第 15 条

リスクの重大な悪化の結果として、保険料の増加が契約時の金額の 10% 以上の場合、被保険者は契約の変更を拒否することができ、その場合、契約は保険料変更の通知を受けてから 15 日以内に解除され、リスクが悪化した時点から効力を発生する。

第 16 条

保険事故が発生した場合、保険会社は、リスクの重大な悪化及び事故との因果関係を証明できない限り、賠償の支払いを拒否することはできない。

第 17 条

生命保険または傷害保険において、リスクの重大な悪化があった場合にもかかわらず、保険会社は保険料の差額のみを請求することができる。

第 18 条

リスクの著しい減少があった場合、保険料は比例して減額される。ただし、契約にかかった費用について保険会社の償還権はそのまま保持される。

第 4 節 保険料

第 19 条

保険料は、契約で定められた時間、場所、方法で支払わなければならない。

§ 1

特別な取り決めがない限り、保険料は一括で支払われ、債務者の居住地で支払われるものとする。

§ 2

契約が成立する前に保険料を受け取ることは禁止されている。ただし、暫定的な保護補償がある場合を除く。

第 20 条

一回払いまたは最初の分割払いに関する遅延は、契約を自動的に解約する。ただし、これに反する条項、慣習、または習慣がある場合はこの限りではない。

§ 1

その他の分割払いの不履行があった場合、被保険者に通知した後、保険料に対する保険会社の請求に妨げなく、契約上の補償は一時停止される。被保険者に通知し、保険料の支払いを 15 日以上の期限以内に行うことを可能とするべき。

§ 2

遅延通知は、被保険者がその通知を受け取ったことを証明できる方法で行わなければならない。通知には、新しい期限内に未払い保険料を支払わない場合、補償が停止され、また、保険会社は未納発生の日付以降の事故に対する補償の支払いは一切行わないということを明らかにする。

§ 3

被保険者が通知の受領を拒否した場合、または理由の如何を問わず、保険会社に最後に届けられた住所に所在が確認できない場合、上記第 1 補項に規定される期間は通知の配達失敗の日から開始されるものとする。

第 21 条

契約の解約は、保険料の一括払いまたは分割払いの最初の支払いの未納による場合を除き、事前通知が必要であり、補償停止後 30 日未満で解約することはできない。

§ 1

契約解約後、保険会社は、それ以降に発生した事故や救助費用に関して責任を負わない。

§ 2

生命保険および傷害保険における団体保険では、契約の解約は、最後の通知が保険契約者に送付されてから 90 日後にのみ行われる。

§ 3

責任準備金が設定されている生命保険または傷害保険において、最初の保険料以外の保険料が未払いの場合、補償は比例して減額されるか、準備金が返還される。これに関しては、被保険者またはその保険金受取人の選択により、未払い通知を受けてから 30 日以内に選択を行う必要がある。この通知には、選択を行わなかった場合は保険会社が決定権を持つ旨が記載されていなければならない。

§ 4

上記の規定に基づく期間は、被保険者または保険契約者が通知の受け取りを拒否したり、保険会社に述べられた住所、又は金融期間の通常使用する住所に被保険者が不在していた場合、通知が配達失敗の日付を基準にし開始される。

§ 5

保険契約の補償停止に関する通知（第 20 条第 1 項から第 3 項に基づく通知）で契約解約の警告がなされている場合、上記の通知は不要である。

第 22 条

生命保険および傷害保険において、保険料は限られた期間または契約者の生涯にわたって設定することができる。

第 23 条

保険料の請求に関しては、保険会社からの通知が効果がなかった場合、または保険会社が補償された被保険利益に対するリスクを負った場合、強制執行が行われる。

第 5 節 第三者のための保険

第 24 条

保険は保険契約者と異なる者の利益を補償した場合、第三者のための保険とみなされる。

§ 1

保険金受取人は、法律、事故前の意思表示、または補償された被保険利益の所有によって識別される。

§ 2

保険金受取人が有償で特定された場合、保険会社および保険契約者は、できるだけ早く契約書類のコピーを保険金受取人に提供しなければならない。

第 25 条

保険契約者が第三者の被保険利益の内容を承知していた場合、その被保険利益を保険会社に宣言しなければならない。

§ 1

契約の条件や状況により、保険会社が保険が第三者のためであることを承知している場合を除き、保険が契約者自身のためであると推定される。

§ 2

第三者のために契約された保険において、たとえ義務の履行に基づくものであっても、保険契約者による保険会社および保険代理店の選定は排除することはできない。

第 26 条

第三者のための保険は、同一契約内であっても、自己のための保険と共存することができる。

補項

特別な規定がない限り、補償される被保険利益が競合する場合、自己のための補償が優先され、その被保険利益額を超える部分は第三者のためとして扱われ、補償の限度を超えてはならない。

第 27 条

保険契約者は、保険契約に基づく義務を履行しなければならない。ただし、その性質上、被保険者または保険金受取人が履行すべき義務を除く。

第 28 条

保険契約者は、被保険者または保険金受取人が保険契約から生じる義務締結の履行を請求するために、彼らの名の下で法的手続きを取ることができる。

第 29 条

保険契約者は、法律または契約に基づくその他の義務のほかに、契約履行の過程で被保険者または保険金受取人を支援する義務がある。

第 30 条

団体保険契約者は、第三者の人々のために保険会社と保険契約を締結し、契約条件を取り決め、その後、関心のある者の加入を経営するという。

第 31 条

団体保険契約者として認められるのは、保険契約を締結するグループとの事前の保険契約とは無関係な関係を持つ者だけであり、その場合に限り保険は団体契約と見なされ、そうでない場合は個人契約と見なされる。

§ 1

団体保険契約者に支払われるサービス提供に対する報酬は、被保険者または保険金受取人に対して、加入申込書、質問票、その他の契約書類において、明示的に表示しなければならない。

§ 2

特別な規定がない限り、生命保険および傷害保険に関して、団体保険契約者は、保険料の支払いを含むすべての契約義務を保険会社に対して単独責任者である。

第 32 条

団体保険契約者は、契約の形成および履行中に被保険者および保険金受取人を代表し、その行為および不作為に責任を負い、保険契約者および保険会社に対して単独責任者である。

補項

保険契約の締結の際に提出された陳述に基づく保険会社の例外および答弁を有効にするためには、被保険者または保険金受取人によって保険契約への加入書類が個人的に記入される必要がある。

第 6 節 共同保険および重複保険

第 33 条

共同保険は、2 社以上の保険会社が被保険者または保険契約者との明示的な合意に基づき、同一のリスクに対して同時に同じ被保険利益を補償し、それぞれが補償分の一部を負担する場合に発生する。

第 34 条

共同保険は、各共同保険会社によって発行された 1 つまたは複数の契約書類によって文書化され、同一の内容である。

§ 1

契約書類は、共同保険の存在、参加する保険会社、および各保険会社が負担する補償分を明確に記載しなければならない。

§ 2

共同保険のリーダーが明確に識別されていない場合、契約者はその証明書を発行した保険会社、または契約が複数の書類に記載されている場合は各保険会社に連絡する必要がある。

第 35 条

共同保険のリーダーは共同保険を管理し、契約の形成および履行において他の保険会社を代表し、訴訟や仲裁の手続きにおいて積極的または消極的に代理を務める。

§ 1

訴訟がリーダーに対してのみ提起された場合、リーダーはその回答期限内に共同保険の存在を通知し、他の共同保険会社に対して法的通知を行う義務がある。

§ 2

リーダーに対して下された判決は、他の保険会社にも裁判所の既判事項として効力を持ち、それらは同じ訴訟の中で執行される。

§ 3

共同保険会社間には連帯責任はなく、各保険会社は自分の補償分についてのみ責任を負い、契約上の別の規定がない限り、他の保険会社に対して責任を負わない。

§ 4

共同保険会社間での義務不履行は、被保険者、保険金受取人、または第三者に損害を被らせない。

第36条

重複保険は、被保険者または保険契約者が、補償枠に制限されることなく、独立した契約締結によって複数の保険会社間で分配する場合に発生する。

§ 1

損害に関する重複保険では、被保険者は他の保険会社との契約の存在を各保険会社に通知しなければならない。

§ 2

損害に関する重複保険では、被保険者が複数の契約で補償額の合計が被保険利益の額を超える場合、保険契約ごとに保障額が比例的に削減される。ただし、重複保険間での補償内容に一致がある場合に限る。

§ 3

前項で規定されている比例削減には、破産した保険会社と締結された契約は考慮しない。

第7節 契約における関与者

第37条

関与者は、契約の形成および履行に関するすべての事項について、忠実かつ誠実に行動し、完全かつ正しい情報を提供する義務がある。

第38条

保険会社の代表者および代理人は、たとえ一時的または暫定的であっても、その行為および不作為は保険会社の行為・不作為としてみなされる。

第39条

保険仲立人は、委託された書類およびその他のデータを受取人に実際に届ける責任を負い、その提供は最大で5営業日以内である。

補項

権利が消滅するおそれが知られた場合、書類提供は適切な期間内に行わなければならない。

第40条

保険仲介人は、その業務の遂行に対して、仲介手数料を受け取る権利がある。

補項

保険契約の更新または延長が自動でない場合、または契約内容や金融条件が被保険者や保険金

受取人にとってより有利に変更される場合、被保険者または保険契約者が自由に選択できる別の保険仲立人を通じて行われることは可能。

第 8 節 契約の締結および有効期間

第 41 条

保険の申込は、潜在的な被保険者または保険契約者、または保険会社の代理人を通じて、直接的に行うことができる。

補項

保険仲立人は、法律に従って、契約の締結において申込者を代理することができる。

第 42 条

保険会社からの提案は条件付きではなく、契約に必要なすべての要件、契約内容全体、およびその承諾のための最大期間を、関心を持つ者がアクセスできる恒久的な形で提供しなければならない。

§ 1

恒久的な形態とは、証拠として認められる適切で耐久性があり、読みやすい手段を意味する。

§ 2

保険会社は、契約成立後に提案における不備を主張することはできない。

§ 3

保険会社からの提案の承諾は、受け手の明示的な意思表示または明確な行動によってのみ行われる。

第 43 条

潜在的な被保険者または保険契約者からの提案は、書面による形式を要求しない。

補項

保険会社に見積もりを依頼するだけでは、オファーを出したことにはならないが、当事者や介入する第三者から提供された情報は、締結される契約の一部を形成する。

第 44 条

潜在的な被保険者または保険契約者は、保険会社が提供する質問票に基づき、提案の受け入れおよび保険料計算のために必要な情報を提供する義務がある。

§ 1

故意に情報提供義務を怠った場合、保険の補償は失われるが、保険料の支払い義務および保険会社が負担した費用の償還義務は残る。

§ 2

過失による情報提供義務の不履行は、後に明らかにされた情報と実際に支払われた保険料との違いに応じて補償が比例的に削減される。

§ 3

開示されていなかった情報により補償が技術的に不可能となった場合、またはその事実が通常は保険会社に受け入れられない被保険利益やリスクに該当する場合、契約は終了するが、保険会社が負担した費用の償還義務は残る。

第 45 条

契約の当事者および第三者の関与者は、質問票に回答する際、補償される被保険利益およびリスクに関して、知っているか、知っているべき重要な情報をすべて提供しなければならない。これは通常の見識基準に従って行う。

第 46 条

保険会社は、潜在的な被保険者または保険契約者に対して、保険契約の締結において提供すべき重要な情報について警告し、そのコミュニケーションおよび質問票において、情報提供義務の不履行に対する結果を明示しなければならない。

第 47 条

保険契約がその性質または明示的な規定により、継続的な情報提供またはリスクおよび被保険利益の総合的な変更届出を必要とする場合、契約者による未報告が証明された場合、補償の喪失が生じ、保険料の支払いの責任は残る。

§ 1

補償喪失の制裁は、未報告が保険事故発生後に発覚した場合でも適用される。

§ 2

被保険者は、保険料の差額を支払い、かつその漏れが偶然かつ善意で生じたものであることを証明することにより、このペナルティを免れることができる。

第 48 条

保険契約者は、必ず事前に契約内容について通知されなければならない、その契約はポルトガル語で記載され、恒久的な手段で保存されなければならない（第 42 条第 1 項に基づく）。

§ 1

権利の喪失、被保険利益の除外、損害およびリスク、義務の強制的課せ、権利の制限に関する規定は、明確で理解しやすい形で記載され、目立つように示されなければならない。これに反する場合、無効となる。

§ 2

外国語で記載された条項や、国際的な使用規則のみを参照する条項は無効である。

§ 3

上記の規定に従わない契約が締結された場合、契約内容が提案に反しない限り、保険会社が保険監督機関に提出したモデル契約に基づく契約条件が適用される。この場合、提案に行政手続き番号が記載されている場合、その契約内容が適用され、保険契約の締結時に有効であったもの、または契約者にとって有利なものが適用される。

第 49 条

保険会社は、提案を受け取った後、最大 25 日以内に契約者に拒否の通知を行う義務があり、この期間を過ぎると提案は受け入れられたものと見なされる。

§ 1

保険会社が保険料を全額または一部受け取る、または請求するなどの明確な行動を行った場合、提案は同様に受け入れられたものと見なされる。

§ 2

保険会社は説明を求めたり、専門的な検査を実施したりすることができ、その際、拒否通知の期限は新たに説明を受けた日または検査の完了日から開始される。

§ 3

いかなる場合でも、拒否の有効性のためには、保険会社はその理由を契約者に通知しなければならない。

第 50 条

保険会社は、契約を最終的に受け入れる義務を負うことなく、被保険利益を暫定的に補償することができる。

第 51 条

リスクの引受けまたは受け入れに関する商業的および技術的な基準は、社会的な結束および経済的・社会的発展を促進するものでなければならない、社会的差別を助長したり、企業の自由な活動を妨げるような商業的または技術的な方針は禁止される。

第 52 条

契約は、特にその性質、被保険利益、リスク、または当事者の意図に基づく期間が定められていない限り、1年間有効とみなされる。

第 53 条

自動更新の予定がある保険契約では、保険会社は契約終了の 30 日前までに、更新しない決定または更新のために行うべき変更について契約者に通知しなければならない。

§ 1

保険会社が上記の通り通知しない場合、契約は自動的に更新される。

§ 2

被保険者は、契約が発効する前であればいつでも新契約を拒否することができ、保険会社に通知するか、リスクの更新手続きを行っていない場合は、単独または最初の保険料を支払わないことによって拒否することができる。

第 9 節 契約書の証明

第 54 条

保険契約は、法律で認められたすべての方法で証明することができ、証人証言のみによる証明は認められない。

第 55 条

保険会社は、契約の受け入れから 30 日以内に契約者に契約証明書を交付しなければならない。契約証明書には次の内容が含まれる。

- I - 保険会社の名称、完全な資格、および保険監督機関における登録番号
- II - 被保険者の名前と、別の方の場合には、指名された保険金受取人の名前
- III - 契約者の名前
- IV - 契約の開始および終了の日付と時刻、およびその決定方法
- V - 保険金額および通貨価値の修正規則の明示
- VI - 補償される被保険利益およびリスク
- VII - 補償されるリスクの場所
- VIII - 除外された被保険利益、損失、リスク
- IX - 保険契約を仲介した保険代理店の名前、資格、住所

X - 一つの保険証書で組織された共同保険の場合、各共同保険会社の名称、完全な資格、保険監督機関への登録番号、および補償分担率、ならびにリーダー共同保険会社の明示的な識別

XI - もしあれば、所轄監督機関への届出番号

XII - 保険料の金額、分割払いおよび構成

§ 1

補償金額は、法的な例外を考慮して、国内通貨で表示される。

§ 2

保険証書には、使用されている技術的な用語の用語集が含まれる。

第 10 節 契約の解釈

第 56 条

保険契約は、誠実をもって解釈および実行されなければならない。

第 57 条

保険会社が作成した広告資料、印刷物、契約書類、または契約締結前の文書の解釈に疑問、不一致、曖昧さ、または誤解を招く表現がある場合、それらは被保険者、保険金受取人、または損害を受けた第三者に最も有利な方法で解決されなければならない。

第 58 条

保険契約の個別条件は、特別条件に優先し、特別条件は一般条件に優先する。

第 59 条

リスクや損失の除外に関する条項、または権利や補償の制限や喪失を意味する条項は、その適用範囲について厳格に解釈され、保険会社がその事実的根拠を証明する責任を負う。

第 11 節 再保険

第 60 条

再保険契約において、再保険会社は、保険契約を締結および実行する過程で生じる自社のリスクに対して、同等の保険料の支払いを受けて保険会社の被保険利益を補償する。

§ 1

再保険契約は保険活動の遂行に不可欠であり、再保険会社は、提案を受け取ってから 20 日以内に沈黙することにより契約を黙諾成立させます。

§ 2

技術的な必要性が証明された場合、監督当局は § 1 に定める再保険会社者の沈黙による承諾期限を延長することができる。

第 61 条

再保険会社は、特別な規定がない限り、また第 62 条の § 2 にかかわらず、再保険契約に基づいて被保険者、保険金受取人、または損害を受けた第三者に対して責任を負いません。

補項

保険会社が破産した場合、再保険会社から直接被保険者に支払われた支払いは有効とされます。

第 62 条

再保険契約に基づいて、保険契約の履行または見直しを求める訴訟を受けた場合、保険会社はその回答期限内に再保険会社に通知を行い、訴訟が提起されたことを伝えなければなりません（契約で異なる定めがある場合を除く）。

§ 1

再保険会社は、補助参加人として訴訟に介入することができます。

§ 2

保険会社は、被保険者、保険金受取人、または第三者に対して再保険会社の義務不履行を主張することはできません。

第 63 条

保険契約の履行を補償するために保険会社に前払いされた再保険金は、直ちに被保険者、保険金受取人、または損害を受けた第三者への賠償金または支払いに使用されなければなりません。

第 64 条

特別な規定がない限り、再保険は再保険された全ての被保険利益を対象とし、これには保険会社の被保険利益や、保険契約の履行における未納金の回収に関する被保険利益、さらには救済費用や損害の調整・清算に要した費用が含まれる。

第 65 条

2007 年 1 月 15 日の第 126 号補完法第 14 条の補項の規定にかかわらず、被保険者、保険金受取人、および損害を受けた第三者の債権は、再保険会社が保険会社に支払うべき金額に関して、保険会社が強制監督下、介入または清算中である場合、他の債権に優先するものとする。

第 12 節 保険事故

第 66 条

被保険者は、保険事故またはその発生が差し迫っていることを認識した時点で、保険会社の損失を回避する目的で、次のことを行う義務がある。

- I - その影響を避けたり、軽減するために必要で有益な措置を講じること；
- II - 速やかに、いずれかの適切な手段で保険会社に通知し、救助または損害抑制のための指示に従うこと；
- III - 保険会社から要請があればいつでも、保険事故、その原因、結果について持っているすべての情報を提供する。

§ 1

この条文に規定された義務を故意に怠った場合、契約された保険金または資本に対する権利は失われるものとし、保険料の支払いおよび保険会社が費用を負担した場合の補償義務は免れません。

§ 2

この条文に規定された義務を過失により怠った場合、その怠慢によって生じた損害に相当する保険金の支払いを請求する権利は失われます。

§ 3

保険会社が保険事故および関連情報を適時に認識したことを他の手段で証明した場合、第 1 項および第 2 項の規定は適用されません。

§ 4

保険金受取人は、該当する場合、この条文の規定を遵守する義務を負い、これに反した場合、同様の制裁を受けることになります。

§ 5

保険事故の発生を防ぐための措置（第 I 項）は、被保険者、保険金受取人、または第三者の重大な被保険利益を危険にさらす場合や、合理的な範囲を超える犠牲を伴う場合には要求されません。

第 67 条

保険事故の発生を防ぐため、またはその影響を軽減するための措置に要する費用は、たとえ第三者によって負担された場合でも、契約で定められた限度内で保険会社が負担し、保険の補償額を減少させることはありません。

§ 1

本項に定める義務は、損害が契約で定められた免責額を超えない場合や、救助または損害抑制措置が効果を示さなかった場合でも存続します。

§ 2

通常の前防措置（メンテナンス管理を含む）にかかる費用は、救助費用とはみなされません。

§ 3

保険会社は、明らかに不適切な措置にかかる費用の支払い義務を負いません。これは、特定の保険事故またはその差し迫った発生に対する契約上の補償を考慮した場合に適用されます。

§ 4

別の限度額が契約されていない場合、救助または損害抑制措置にかかる費用の払い戻しは、差し迫った保険事故または発生した保険事故に対する最大補償額の 20%（二十パーセント）に制限されます。

§ 5

保険会社は、具体的なケースに対して救助措置または損害抑制措置を推奨した場合、その限度額を超えても、その全額の支払い義務を負います。

第 68 条

被保険者および保険金受取人は、保険事故現場を変更したり、保険事故に関連する要素を破壊またはこねくり回したりすることはできません。

§ 1

本項に規定された義務を過失により違反した場合、その結果生じた事故の調整および清算費用を負担する義務を生じる。

§ 2

本項に規定された義務を故意に違反した場合、保険会社は保険金の支払い義務を免れます。

第 69 条

故意に保険事故を引き起こした場合、保険金または契約された資本に対する権利を失い、保険料の支払い義務や、保険会社が支出した費用を払い戻す義務を免れることはありません。

§ 1

第 10 条補項の I に規定された行為を行った場合、保険金または契約された資本に対する権利の喪失に加えて、補償も失われ、保険料の支払い義務および保険会社が支出した費用を払い戻す義務は免れません。

§ 2

被保険者または保険金受取人が事前に違反行為の事実を認識していたにもかかわらず、それを防ごうとしなかった場合には、上記同様の結果が適用されます。

§ 3

生命および傷害保険において、保険金または契約された数理責任準備金は、もし保険金受取人が故意に保険事故を引き起こした場合、被保険者またはその相続人に支払われます。

§ 4

保険金請求時に行われた詐欺行為は、違反者が補償に対する権利を失い、保険会社が保険金または契約された資本の支払い義務を免れることを意味します。

第 70 条

保険会社は、契約期間中に発生した保険事故の影響について責任を負います。たとえその影響が契約終了後に現れるか、継続する場合でも適用されます。

第 71 条

契約期間中に発生した保険事故による結果が前回の保険事故に起因する場合、特に異なる規定がない限り、保険会社はその影響に対して責任を負いません。

第 72 条

特に異なる規定がない限り、部分的な影響を伴う保険事故の発生は、補償額の減少を意味しません。

第 73 条

保険会社は、保険事故前に契約に基づくすべての答弁や例外を被保険者および保険金受取人に対して主張することができます。生命または身体的なリスクをカバーする保険の場合を除き、保険事故発生後に当てはまる答弁や例外も主張できます。

第 74 条

契約当事者から、補償対象の被保険利益に対する損害が存在することを示す証拠を提供された場合、保険会社はその損害が存在しなかったこと、または契約で事前に定めたリスクに完全または一部が起因していないことを証明する責任を負います。

第 13 節

事故損害調査・お支払い内容の精査

第 75 条

被保険者、保険金受取人、または第三者によって行われた損害賠償請求は、保険事故調査・お支払い内容の精査サービスの提供を引き起こします。これらのサービスは、請求した者が報告した事象の原因と影響を特定し、保険会社に対して支払われるべき金額を金銭的に算定することを目的としています。金銭による補償が合意されている場合を除く。

第 76 条

保険会社は保険事故調査・お支払い内容の精査に専ら責任を負う。

補項

保険会社は、損害調査およびお支払い内容の精査を外部の損害保険調査員および清算人に委託することができますが、事実のカバレッジと被保険者に支払われるべき金額に関する決定は最終的に保険会社が行います。

第 77 条

損害事故損害調査・お支払い内容の精査は、可能な限り同時に行われるべきである。

補項

保険金請求の存在と支払金額の一部が確定した場合、保険会社は最終支払から最大 30 日以内に、被保険者または保険金受取人のために規定を調整し、立替を行わなければならない。

第 78 条

損害保険調査員および清算人は、被保険者または保険金受取人に対して支払われるべき金額が支払われるよう、精査した金額を保険会社に速やかに報告しなければなりません。

補項

本規約に定められた義務に従わなかった場合、遅延の結果として生じた損害は、損害保険調査員および清算人の連帯責任を生じさせる。

第 79 条

損害保険調査員および清算人は保険会社を代表して行動する。

補項

損害保険調査員、清算人、専門家、検査員、その他の補助者の報酬を、保険会社に提供される節約額に基づいて決定することは禁じられています。

第 80 条

損害保険調査員および清算者の義務は次の通りである：

- I - 誠実かつ迅速に業務を遂行すること；
- II - 要求があった場合、調査結果の全内容を関係者に通知すること。ただし、第 83 条第 1 項に基づく例外を厳守すること；
- III - 必要に応じて専門家を起用すること。

第 81 条

保険会社の債務額の算定基準および計算式に疑義がある場合は、保険契約者または保険金受取人に最も有利なものを採用します。ただし、不当な被保険利益の取得は禁止されています。

第 82 条

損害調査報告書および清算報告書は、当事者間で共通の文書です。

第 83 条

保険会社が全額または一部の補償を拒否した場合、保険会社はその決定の根拠となる損害調査および清算中に作成または取得した文書を関係者に提供しなければなりません。

補項

保険会社は、法律によって機密または秘密とされる文書や、第三者に損害を与える可能性のある証拠を提供する義務はありません。ただし、裁判所または仲裁の決定に基づく場合は除きます。

第 84 条

保険会社は、損害調査および事故保険の清算に要したすべての費用を負担する。ただし、事故発生を報告し、関係者の身元と正当性を証明するための所定の書類、および関係者が通常所持するその他の書類の提出に要した費用は例外とする。

第 85 条

損害調査および清算手続きの実行は、保険会社が保険金を支払う義務を認めたことを意味するものではありません。

第 86 条

保険会社は、関係者による損害、保険事故通知または請求が提出され、保険の有無を判断するために必要なすべての要素が提供された日から最大 30 日以内に、補償の有無について通知しなければなりません。通知をしなかった場合、補償を拒否する権利を失います。

§ 1

補償の有無を判断するために必要な要素は、保険契約の証明書に明示的に記載されていなければなりません。

§ 2

保険会社または損害保険調査員は、関係者に対して、必要な場合に追加の書類を要求することができますが、それを入手または作成することができる場合に限りです。

§ 3

本条本文に定められた期限内に追加書類の提出を求められた場合、補償許否に関する意見表明の期限は最大 2 回まで中断され、その回答がなされた日の翌営業日から再び開始される。

§ 4

自動車保険に関する請求、および保険金額が最低賃金の 500 倍を超えないその他のすべての保険において、本条本文で定められた期間は 1 回のみ中断できる。

§ 5

監督当局は、補償の許否を確認することがより複雑な場合には、本条本文に定められた期間を超える期間を設定することができますが、その最大期間は 120 日を超えることはできません。

§ 6

補償拒否は明示的で理由を示さなければならず、後に新たな理由を付け加えることはできません。ただし、拒否後に以前知らなかった事実を知った場合は、この限りではありません。

第 87 条

補償が認められた場合、保険会社は 30 日以内に補償金または契約で定められた資本を支払わなければなりません。

§ 1

支払うべき金額を算定するために必要な要素は、保険契約の証明書に明示的に記載されていなければなりません。

§ 2

保険会社または損害清算担当者は、関係者に対して、必要な場合に追加の書類を要求することができますが、それを入手または作成することができる場合に限りです。

§ 3

本条本文に定められた期間内に追加書類の提出を求められた場合、補償金または規定の資本金の支払期間は最大2回まで中断され、請求に回答した日の翌営業日に再開される。

§ 4

本条本文で定められた期間は、自動車保険、生命保険、傷害保険、および保険金額が最低賃金の500倍を超えないその他のすべての保険に関する請求において、1回のみ中断することができる。

§ 5

監督当局は、120日を上限として、支払額の精算がより複雑な保険の種類については、本条本文で定められた期間より長い期間を設定することができる。

§ 6

算定された支払額は、根拠を示して関係者に提示されなければならないが、保険会社は後から新たな理由を付け加えることはできません。ただし、以前知らなかった事実を知った場合はこの限りではありません。

第 88 条

保険会社が支払いを滞納した場合、支払われるべき金額に対して2%（二パーセント）の滞納罰金が課せられ、また法定利息と損害賠償責任も重複適用可能。この罰金は、保険金または契約に定められた資本が支払われるべき日から計算されます（第86条および第87条に基づく）。

第 2 章 損害保険

第 1 節 一般規定

第 89 条

補償金額および保険金は、被保険利益額を超えてはならず、本法に定められた例外を除きます。

第 90 条

保険金は、被保険利益額が補償金額を超えていても、補償金額を超えて支払うことはできません。

第 91 条

部分的な保険事故の場合、保険契約で契約された金額が被保険利益額に対して不十分であることによる保険金の按分は行われません。ただし、契約書に異なる取り決めがある場合を除きます。

§ 1

按分が明示的に契約されている場合、保険会社は保険証券に保険金の計算方法を示さなければなりません。

§ 2

保険契約締結後の保険不足により発生する按分の適用は、最終的な保険料の調整制度が保険証券で明示的に排除され、損害額の増加が被保険者の意図的行動による場合に限りです。

第 92 条

新価保険・再調達価額保険の契約締結は合法である。

§ 1

再購入または再築目的の段階的な支払いを締結することは合法です。ただし、この段階的支払い制度が再購入または再築を妨げる場合は除きます。

§ 2

本条で言及されている保険契約では、配分または按分条項は認められていない。

第 93 条

保険契約において、契約時に告知されていない、または明示ではない欠陥に対する保険金の支払い義務は推定されません。また、欠陥に起因する専らの影響についても同様です。

§ 1

別段の定めがない限り、欠陥に対して補償がある場合、補償には、欠陥が発生した財産への損害と、それに起因する損害の両方が含まれます。

§ 2

保険会社による企業活動に関連するリスクの事前検査は、欠陥の知識を推定することを許可しません。

第 94 条

保険会社は、損害保険で支払われた保険金に対する権利を被保険者に代位して行使する権利を有します。

§ 1

被保険者による行為で、代位権を減少させたり消滅させたりするものは無効です。

§ 2

被保険者は、代位権行使に協力する義務があり、その結果として保険会社に損害を与えた場合、責任を負います。

§ 3

保険会社の代位権行使は、被保険者または保険金受取人が第三者に対して持つ残存権を害することはありません。

第 95 条

保険事故は次の関連当事者の重大な過失がない行為から発生した場合、保険会社は訴訟提起権または代位権行使から発生した訴訟を行うことはできません：

- I. 被保険者または保険金受取人の配偶者、または 2 親等以内の親族（血縁または姻戚による）； II. 被保険者の責任下にある従業員またはその他の者により発生した事故

II.

補項

保険事故の加害者が賠償責任保険でカバーされている場合、本条本文で除外されている権利は、それをカバーする保険会社に対して行使することができる。

第 96 条

保険会社と被保険者は、保険事故によって損害を受けた財産の割合に応じて配分する。

第 97 条

死亡リスクおよび身体機能の喪失に対する保険は、第三者の財産権を補償することを目的としているか、または賠償目的の場合、損害保険の規定に従うものとします。

補項

保険事故発生時に補償額が財産権の価値を超える場合、超過分は生命保険の規定に従い、その差額は、生命または身体機能について契約された保険に基づいて契約された者、または死亡した場合は保険金受取人が債権者となります。生命保険の規定に従い、本法第三章の規定が適用されます。

第 2 節 賠償責任保険

第 98 条

賠償責任保険は、被保険者が責任の帰属とその認識による影響、ならびに第三者が被った損害に対する補償に対して、保護を提供します。

§ 1

賠償責任保険において、リスクは、発生した保険事故の発生、損害の発動要件、または責任の帰属によって特徴付けられます。

§ 2

責任帰属に対する弁護費用の補償においては、被害者への補償金と異なる、具体的な限度額を設定する必要があります。

第 99 条

賠償責任保険における補償金は、責任者の債務に発生する法的付随費用と同様のものに従います。

第 100 条

保険により補償された責任者が保険会社と協力しない、または保険会社に不利益な行為を行った場合、責任者はその行為によって生じた損害に対して責任を負います。責任者は以下を行う義務があります：

- I. 保険会社に対して、将来的な請求を引き起こす可能性のある通知を迅速に報告すること。
- II. 保険会社から要求された文書やその他の情報を提供すること。
- III. 訴訟手続き上で呼出状を受けた場合、出頭すること。
- IV. 保険会社の権利や請求に対して不利益な行動を取らないこと。

第 101 条

被害者の請求が被保険者に対してのみ行われる場合、被保険者は、訴訟に対応するよう呼出された時点で、速やかに保険会社に通知し、訴訟内容を理解するために必要な資料を提供する義務があります。

補項

被保険者は、保険会社を訴訟に共同訴訟人として加えることができ、その場合でも連帯責任は負いません。

第 102 条

被害者は、保険会社に対して法的請求を行うことができ、その場合、被保険者は保険会社の共同被告人となるべきである。

補項

被保険者がブラジルに住所を持たない場合、共同訴訟人の参加は免除されます。

第 103 条

法律で別段の定めがない限り、保険会社は、保険事故発生前に被保険者に対して結んでいた保険契約に基づき、加害者に対して抗弁を主張することができる。

第 104 条

保険会社は、第三者に対して、自己が有するすべての抗弁を主張することができます。

第 105 条

被保険者は、第三者に対して契約した保険の存在と内容について、最善の努力を尽くして通知する義務があります。

第 106 条

別段の定めがない限り、保険会社は被害者と和解を結ぶことができますが、このことは被保険者の責任の承認を意味せず、責任を負うべき者に対する不利益を及ぼすことはありません。

第 107 条

同一の事故で複数の被害者がいる場合、保険会社は、他の被害者の存在を知らなければ、保険契約に基づく全額の補償金を一部または複数の被害者に支払うことにより責任を免れることができます。

第 3 節 被保険利益の譲渡

第 108 条

補償される被保険利益の譲渡は、該当保険の譲渡を意味し、譲受人は譲渡人に代わって義務を負うこととなります。

§ 1

保険の譲渡は、譲受人がリスクを著しく増加させる活動を行っている場合や保険技術上要求される要件を満たさない場合、保険会社の事前同意なしには行われません。この場合、契約は解約され、保険料の一部が返還されますが、保険会社が既に負担した費用に対する権利は保証されます。

§ 2

保険の譲渡が保険料率の変更を伴う場合、差額は調整され、有利な当事者に入金される。

§ 3

譲渡人のボーナス、特別料率、その他の個人的な特典は、被保険利益の新権利者に行使される可能性はない。

第 109 条

該当保険の譲渡は、譲渡された被保険利益の譲渡後 30 日以内に保険会社に通知されない場合、その効力を失います。

§ 1

保険会社は、通知を受けてから 15 日以内に契約を解除することができます。

§ 2

拒否の通知は譲渡人および譲受人に送付され、通知を受け取ってから 15 日後に効力を発生します。

§ 3

保険会社が第 1 補項に基づき契約を解除した場合、被保険者は保険料の比例払い戻しを受ける権利を有し、その際、保険会社は同比率で発生した費用に対する留保権利を有する。

第 110 条

強制保険の場合、被保険利益の譲渡は保険会社への通知の有無にかかわらず、該当保険の譲渡が結果となります。

第 111 条

賠償を請求する権利の譲渡は、保険会社が前債権者に対して有効な支払いを行うことを防ぐためにのみ通知されるべきである。

第 3 章 生命保険と人身傷害保険

第 112 条

生命保険や人身傷害保険では、被保険資本は保険契約者が自由に定めることができ、保険契約者は同一保険会社または複数の保険会社から、同じ被保険利益について複数の保険契約を結ぶことができる。

§ 1

契約された保険金額は、年金形式または一時金として支払われます。

§ 2

保険料と資本金が変動する生命保険や人身傷害保険を構成することは合法である。

第 113 条

生命保険や人身傷害保険の保険金受取人の指定は自由である。

第 114 条

被保険者によって放棄されない限り、生存者間の行為または遺言者の意思の執行によって、生命保険および傷害保険の保険金受取人を交代させることは合法である。

補項

入れ替わりを知らされていない保険会社は、元保険金受取人に支払うことで免責される。

第 115 条

保険金受取人が指名されていない場合、または指名が維持されない場合は、保険金が支払われるか、または該当する場合は、責任準備金が配偶者がいる場合はその配偶者に半分ずつ返還され、残りは被保険会社の他の相続人に返還される。

§ 1

保険金受取人が保険事故の前に死亡した場合、または同時死亡が起こった場合、その指定は無効と見なされます。

§ 2

被保険者が別居婚している場合、配偶者に代わって伴侶がその半分を受け取ることになります。

§ 3

指定された保険金受取人や法定保険金受取人がいない場合、被保険者の死亡が自分の生活手段を奪ったことを証明した者に対して、その金額が支払われます。

§ 4

保険会社が保険金請求の期限内に保険金受取人または被保険者の扶養家族を特定しなかった場合、2002年1月10日付法律第10.406号（民法）第1.275条第3項に基づき、保険金は放棄されたものとみなされ、国家公共災害・保護・民間防衛基金（Funcap）に拠出される。

§ 5

寄付の撤回の場合、保険金受取人の指定は効力を持たないものとし、2002年1月10日の第10.406号法（民法）の第555条、第556条、第557条が適用されます。

第 116 条

死亡によって支払われる保険金は、いかなる目的においても相続とは見なされません。

補項

この条項において、生命保険に相当するものとして、補完的年金プランの参加者の死亡リスク保証が該当します。

第 117 条

生命および人身傷害に関する保険において、直接または間接的に保険金または責任準備金の減少や放棄を含むいかなる契約も無効です。ただし、被保険者または保険金受取人に対する技術的貸付または償還が行われた場合は例外とします。

第 118 条

死亡保険および病気による人身傷害保険に関して、保険会社が保険事故に責任を負わない免責期間を定めることは合法です。

§ 1

免責期間は、既存の契約の更新または代替の場合には契約できません。契約が別の保険会社によって行われる場合でも適用されません。

§ 2

免責期間は補償を無効にするような形で設定することはできず、いかなる場合でも契約の有効期間の半分を超えてはならない。

§ 3

法定または契約上の免責期間内に保険金請求が発生した場合、保険会社は被保険者または保険金受取人に対し、支払った保険料または責任準備金があればその額を支払う義務がある。

§ 4

免責期間が定められている場合、保険会社は既存の病歴を理由に保険金の支払いを拒否することはできません。

第 119 条

生命保険および人身傷害保険に関する保険では、契約発効前に既に存在していた病状が主な原因である保険事故を補償から除外することは合法です。

補項

除外は、免責期間が設定されていない場合、かつ被保険者が明確に質問された際に、既存の病歴を故意に隠した場合にのみ主張できます。

第 120 条

被保険者が自殺した場合、保険契約が開始されてから 2 年未満であれば、保険金受取人は保険金を受け取る権利を有しません。

§ 1

被保険者が資本金を増額した場合、自殺が本条本文で定められた期間内に起こった場合、保険金受取人は増額された金額を受け取る権利はない。

§ 2

契約の更新および代替の場合には、新たに免責期間を設定することはできません。たとえ異なる保険会社が契約を行った場合でも適用されます。

§ 3

重大な脅威や他者の正当防衛のために自殺した場合、免責期間の規定は適用されません。

§ 4

いかなる形態の自殺に関する免責条項は無効です。

§ 5

免責期間中に自殺が起こった場合、責任準備金の払い戻しを受ける権利が保証される。

第 121 条

保険契約に取り決めがあった場合にもかかわらず、死亡または障害が労働、兵役中活動、人道的援助行為、危険な交通手段の使用、またはスポーツ活動によって生じた場合でも、保険会社は保険金の支払いを免れません。

第 122 条

死亡または人身傷害に基づいて支払われる保険金は、支払われた時点で代位権利を生じず、差し押さえの対象となりません。

第 123 条

団体生命保険および人身傷害に関する保険契約において、保険契約の条件を変更して被保険者および保険金受取人の被保険利益に反する影響を与える場合、その変更は被保険者団体の 3/4（四分之三）以上の同意を必要とします。

補項

以前の契約に変更が規定されていない場合、団体生命保険および人身傷害に関する保険の内容の変更は、被保険者団体の 3/4（四分之三）以上の同意を必要とします。

第 124 条

保険会社が該当保険分野に事業を終了しない限り、10 年以上連続して自動的に更新された生命保険および人身傷害個別保険契約の更新を拒否する場合、被保険者に事前通知するべく、現実的およびバランスの取れたポートフォリオに基づいて、類似の補償を含む新しい保険契約の提案が、最低 90 日前に行われなければならない。免責期間の設定は禁じられ、既存の事実に基づく拒否権も認められない。

第 4 章 強制保険

第 125 条

強制保険の補償内容および最低保険金額は、その社会的機能を果たすために必要な範囲で規定されるものとする。

補項

強制保険において、死亡または障害の場合の賠償金または保険金の全額または一部を放棄することを直接または間接的に含む契約は無効である。

第 5 章 保険金請求の時効

第 126 条

保険金請求の時効は次の場合の通り成立される：

I. 保険発動要件の通知を受けた日から 1 年以内：

- a) 保険会社が保険料の請求や被保険者および保険契約者に対するその他の請求を行う権利；
- b) 保険仲立人、エージェント、代理人および契約締結者が報酬の請求を行う主張；
- c) 保険会社間の共同保険請求主張；
- d) 保険会社、再保険会社および再再保険会社間の請求主張；

II. 保険会社からの明確かつ合理的な拒絶を受領した日から 1 年以内に、被保険者の賠償請求、資本金請求、責任準備金請求、一時年金または終身年金の延滞分割金請求、および被保険者に有利な保険料の払い戻し請求主張。

III. 請求の発動要件が満たされた日から 3 年以内に、保険金受取人または影響を受けた第三者は、保険会社に対し、補償金、資本金、責任準備金、一時年金または終身年金の分割払いの請求主張。

第 127 条

民法第 10.406 号（2002 年 1 月 10 日）に定められた事由に加え、保険金または保険金額の受け取りに関する請求主張の時効は、保険会社が支払い拒否の再考を求める申請を受けた場合、一度のみ停止される。

補項

主張の時効停止は、関係者が保険会社から再考申請に関する最終決定を通知された日をもって終了する。

第 6 章 最終規定および経過規定

第 128 条

監督機関は、本法に反しない規則を発行することができ、被保険者およびその保険金受取人の被保険利益を保護するために活動する。

第 129 条

本法律の対象となる保険契約では、当事者によって署名された証書により、仲裁手続を含む裁判外紛争解決手続を行うことに合意することができ、この紛争解決はブラジルで実施され、ブラジル法の規則に従う。

補項

監督機関は、紛争およびその決定に関する義務的な公示を、関係者が容易にアクセスできる場所に、個別の識別情報を含まずに決定集を発表するものとする。

第 130 条

本法に従う保険契約に関する紛争の解決において、ブラジルの裁判所には絶対的な管轄権がある。第 129 条に定める内容は除外されない。

第 131 条

保険に関する訴訟の管轄裁判所は、被保険者または保険金受取人の居住地である。ただし、彼らが訴訟を提起する場合、保険会社またはその代理人のいずれかの所在地を選択することができる。

補項

保険会社、再保険会社、再再保険会社は、本法に従う保険契約の実行に直接影響を及ぼす可能性があるお互いに提起される訴訟および仲裁は、ブラジル国内のその所在地の裁判所で訴訟は処理される。

第 132 条

生命保険契約は、裁判外執行名義である。

補項

裁判外執行名義は、契約の存在を証明するのに適したいずれかの文書で構成され、その文書には債務の確実性と流動性を確認するために必要な要素が記載されており、その履行可能性を証明するために必要な文書が添付されているものとする。

第 133 条

民法第 10.406 号 (2002 年 1 月 10 日) の第 206 条第 1 項第 2 号および第 757 条から第 802 条、ならびに法令第 73 号 (1966 年 11 月 21 日) の第 9 条から第 14 条は廃止される。

第 134 条

本法は、その公式な公布から 1 年後に発効される。

於ブラジリア市、2024 年 12 月 9 日；独立 203 周年、共和国 136 周年。

ルイス・イナシオ・ルーラ・ダ・シルヴァ
エンリケ・リカルド・レヴァンドフスキー